

1 処分年月日	令和4年11月22日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社東急コミュニティー
(2) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀4-10-1
(3) 代表者氏名	代表取締役 木村 昌平
(4) 登録番号	国土交通大臣 (5) 第030095号
3 処分の内容 ○指示処分（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条） (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。 ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。 ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。 ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。 (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和4年12月21日までに文書をもって報告すること。 また、令和5年5月22日までに当該措置の実施状況を報告すること。	
4 処分理由 被処分者が管理事務を受託している管理組合において、管理組合財産を、被処分者の元従業員等による着服により毀損し、当該管理組合に損害を与えた。 このことは、法第81条第1号に該当するものである。	